

浜松市『建築物における衛生的環境の確保に関する法律』
に関する事務処理要領

令和5年10月1日

根拠法令等

<法律>

- 01_建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年4月14日法律第20号)
- 02_建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令(昭和45年10月12日政令第304号)
- 03_建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年1月21日厚生省令第2号)
- 04_水質基準に関する省令(平成15年5月30日厚生労働省令第101号)

<告示・通知等>

- 05_S46.3.11 環衛第44号
- 06_H11.11.26 生衛発第1679号
- 07_H14.3.26 厚生労働省告示第117号(告示)
- 08_H14.3.26 健衛発第0326001号
- 09_H14.3.26 健衛発第0326002号
- 10_H14.3.26 健衛発第0326017号
- 11_H14.3.26 健発第0326015号
- 12_H15.3.14 健衛発第0314002号
- 13_H15.3.25 厚生労働省告示第119号(告示)
- 14_H15.4.15 健衛発第0415001号
- 15_H15.7.25 厚生労働省告示第264号(告示)
- 16_H20.1.25 健発第0125001号(要領)
- 17_H21.12.18 健発1218第2号
- 18_R3.12.27 生食発1227第1号
- 19_R4.1.31 薬生衛発0131第1号
- 20_R5.6.6 生食発0606第3号

<図書>

- 21_ビル衛生管理関係実務便覧(便覧)
- 22_改定 建築物の環境衛生管理

<浜松市細則>

- 23_浜松市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則(平成8年3月29日規則第57号)
- 24_浜松市保健所長に対する事務の委任に関する規則(平成12年3月30日浜松市規則第64号)

第1 目的

この要領は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「法」という。）、同法施行令（昭和45年政令第304号。以下「政令」という。）、同法施行規則（昭和46年厚生省令第2号。以下「省令」という。）、浜松市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則（平成8年浜松市規則第57号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、特定建築物等に関する事務処理方法を定め、円滑な運営を図ることを目的とする。

第2 特定建築物

1 定義

法において、「特定建築物」とは、次に掲げる(1)から(10)に示す用途に供される部分の延べ面積（建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積の合計をいう。以下同じ。）が3,000㎡以上の建築物（建築基準法第2条第1号に掲げる建築物をいう。以下同じ。）及び専ら(11)の用途に供される建築物で延べ面積が8,000㎡以上のものをいう。

(1) 興行場

興行場法第1条第1項に定義する興行場。

(2) 百貨店

大規模小売店舗立地法第2条に定義する大規模小売店舗。

(3) 集会場

公民館、市民ホール、各種の会館、結婚式場等、会議、社交等の目的で公衆の集合する施設等。

(4) 図書館

図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して公衆の利用に供することを目的とする施設をいい、図書館法の適用を受けるものに限定されない。

(5) 博物館、美術館

歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、整理し、保存して、公衆の利用に供することを目的とする施設をいい、博物館法の適用を受けるものに限定されない。

(6) 遊技場

設備を設けて、公衆にマージャン、パチンコ、ボウリング、ダンスその他の遊戯をさせる施設をいう。ただし、体育館その他自らスポーツをするための施設は含まれない。

(7) 店舗

法2①、政令1

S46.3.11
環衛第44号
便覧P128

公衆に対して物品を販売し、又はサービスを提供することを目的とする施設をいい、卸売店、小売店等の物品販売業のほか、飲食店、喫茶店、バー、理容所、美容所その他サービス業の店舗を広く含む。

(8) 事務所

事務をとることを目的とする施設一般をいう。自然科学系の研究所は一般に除外されるが、そこにおいて行われる行為が事務と同一視すべきものであれば（経済研究所、教育研究所等）、事務所に該当する。

(9) 学校等（(11)以外のもの）

学校教育法第124条に規定する専修学校、学校教育法第134条に規定する各種学校、各種学校の許可を受けていないもので、各種学校類似の教育を行うもの及び研修所。

(10) 旅館

旅館業法第2条第1項に定義する旅館業を営むための施設。

(11) 第1条学校等

専ら学校教育法第1条に規定する学校（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園。

2 建築物について

プラットホームの上家、鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設、高架の道路や公共地下道等は建築物ではない。

S46.3.11
環衛第44号

3 届出

(1) 特定建築物の届出

特定建築物の所有者（所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者）（以下「特定建築物所有者等」という。）は、当該特定建築物が使用されるに至った日又は該当することとなった日から1か月以内に、保健所長に届け出なければならない。

法5①②
委任規則2

ア 提出書類及び図面

(ア) 特定建築物使用・該当届（様式1）

省令1①②、細則2①

(イ) 建築物の配置図及び各階平面図

細則2②(1)

(ロ) 建築物の給排水設備の系統図

細則2②(2)

(エ) 建築物環境衛生管理技術者（以下「管理技術者」という。）の資格を証する書類の写し（本証と相違ないことを確認するため、本証を提示すること）

細則2②(3)

当市運用

(オ) 空気調和設備を有する建築物にあつては、当該建築物の空気調和設備の系統図	細則 2②(4)
(カ) 機械換気設備を有する建築物にあつては、当該建築物の機械換気設備の系統図	細則 2②(4)
(キ) 所有者以外に、特定建築物維持管理権原者（特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権原を有するものをいう。以下同じ）がある場合は、維持管理について権原を有することを証する書類（ウの場合を除く。）	省令 1③1 省令 1①6
(ク) 所有者以外に特定建築物の全部の管理について権原を有する者がある場合は、当該権原を有することを証する書類	省令 1③2
(ケ) 管理技術者に選任しようとする者が同時に二以上の特定建築物の管理技術者を兼任するときには、管理技術者を兼任しても業務の遂行に支障がないことについての以下の確認結果を記載した書類の写し	当市運用 R4. 1. 31 薬 生 衛 発 0131 第 1 号
<ul style="list-style-type: none"> a 特定建築物所有者等の氏名 b 書類を作成した年月日 c 管理技術者の氏名、住所及び免状番号 d 選任される特定建築物の名称、所在場所、選任される年月日 e 選任される特定建築物ごとの管理技術者として従事する時間（当該時間について、構造設備及び管理状況等を勘案して妥当であるか判断すること） f 管理技術者以外の業務がある場合は当該業務に従事する時間 g 特定建築物所有者等以外に維持管理権原者がある場合は、当該維持管理権原者の氏名及び意見を聴取した年月日（維持管理権原者の意見は本書類とは別に作成し、保存すること） 	省令 5④
イ 現地調査	
保健所長は届出のあつた後、その職員に現地調査を実施させ、特定建築物に係る設備等が届出内容と相違ないことを確認する。	当市運用
ウ 注意事項	
(ア) 国、地方公共団体等の建築物の場合は、それぞれ国有財産法、地方自治法等に規定する者が届け出るよう指導する。	S46. 3. 11 環衛第 44 号
(イ) 届出書に係る書類及び図面は 2 部提出させ、うち 1 部は現地調査後に届出者へ返却する。	
(ウ) 管理技術者については、氏名の読み方、所属する会社等の名称及び兼任状況を確認する。	当市運用
(2) 特定建築物の変更の届出	
特定建築物所有者等は、(1)の届出事項に変更があつたときは、その日か	法 5③

ら1か月以内に、その旨を保健所長に届け出なければならない。	委任規則2
ア 提出書類及び図面	
(ア) 特定建築物届出事項変更届(様式2)	省令1④、細則3⑩
(イ) 管理技術者の変更にあつては、管理技術者の資格を証する書類の写し(本証と相違ないことを確認するため、本証を提示すること)	細則3② 当市運用
(ウ) 建築物の構造設備等の変更にあつては、当該変更に係る変更後の図面等	細則3②
(エ) 特定建築物維持管理権原者の変更であつて所有者以外の場合にあつては、維持管理について権原を有することを証する書類	省令1④
(オ) 全部の管理について権原を有する者の変更であつて所有者以外の場合にあつては、当該権原を有することを証する書類	省令1④
(カ) 管理技術者の変更かつ選任しようとする者が同時に二以上の特定建築物の管理技術者を兼任するとき、又は管理技術者の兼任状況に変更があつたときは、管理技術者を兼任しても業務の遂行に支障がないことについての以下の確認結果を記載した書類の写し	当市運用 R4.1.31 薬生衛発 0131第1号
a 特定建築物所有者等の氏名	
b 書類を作成した年月日	
c 管理技術者の氏名、住所及び免状番号	
d 選任される特定建築物の名称、所在場所、選任される年月日	
e 選任される特定建築物ごとの管理技術者として従事する時間(当該時間について、構造設備及び管理状況等を勘案して妥当であるか判断すること)	
f 管理技術者以外の業務がある場合は当該業務に従事する時間	
g 特定建築物所有者等以外に維持管理権原者がある場合は、当該維持管理権原者の氏名及び意見を聴取した年月日(維持管理権原者の意見は本書類とは別に作成し、保存すること)	省令5④
イ 現地調査	
保健所長は届出のあつた後、必要に応じてその職員に現地調査を実施させ、特定建築物に係る設備等が届出内容と相違ないことを確認する。	当市運用
ウ 注意事項	
管理技術者の変更にあつては、届出書の変更後の欄に変更後の管理技術者の住所及び氏名を記載させ、並びに管理技術者の氏名の読み方及び所属する会社等の名称を確認する。ただし、管理技術者の兼任状況を確認し、変更を伴う場合にあつては、前段で定める事項のほか、兼任となる他の特定建築物の名称及び所在場所を記載させる。	法5③ 省令1④ 当市運用

(3) 特定建築物の非該当の届出	<p>特定建築物所有者等は、当該特定建築物が用途の変更等により特定建築物に該当しないこととなったときは、その日から1か月以内に、その旨を保健所長に届け出なければならない。</p>	<p>法 5③ 委任規則 2</p>
ア 提出書類	<p>特定建築物非該当届（様式3）</p>	<p>省令 1④、細則 4</p>
4 立入検査（別表1）		
(1) 報告、検査等	<p>保健所長が必要があると認めるときは、特定建築物所有者等に対し、必要な報告をさせ、又はその職員に、特定建築物に立ち入り、その設備、帳簿書類その他の物件若しくはその維持管理の状況を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、その居住者の承諾を得なければならない。</p>	<p>法 11⑩、省令 21⑩ 委任規則 2</p>
(2) 特例	<p>特定建築物が、国又は地方公共団体の公用（例えば官公庁の庁舎）又は公共（例えば公立図書館）の用に供するものである場合においては、法第11条第1項に基づく立入検査は適用されないが、必要な説明又は資料の提出を求めることができる。</p>	<p>法 13</p>
5 改善命令等		
(1) 改善命令、使用の停止等	<p>保健所長は、法第11条第1項の規定による立入検査等を行った場合に、特定建築物の維持管理が政令で定める基準（以下「建築物環境衛生管理基準」という。）に従って行われておらず、かつ当該特定建築物内における人の健康をそこない、又はそこなうおそれのある事態その他環境衛生上著しく不適當な事態が存すると認めるときは、当該特定建築物維持管理権原者に対し、当該維持管理の方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを命じ、又は当該事態がなくなるまでの間、当該特定建築物の一部の使用若しくは関係設備の使用を停止し、若しくは制限することができる。</p>	<p>法 12、省令 22 委任規則 2</p>
(2) 特例	<p>(1)の規定は、特定建築物が国又は地方公共団体の公用又は公共の用に供するものである場合については、適用しない。ただし、保健所長は、当該特定建築物について、同条に規定する事態が存すると認めるときは、当該国若しくは地方公共団体の機関の長又はその委任を受けた者に対し、その旨を通知するとともに、当該維持管理の方法の改善その他の必要な措置を採るべき</p>	<p>法 13③ 委任規則 2</p>

ことを勧告することができる。

6 解釈と運用

(1) 届出者

ア 届出者は、原則として特定建築物の所有者であるが、その特定建築物の全部の管理について権原を有する者（占有者、破産管財人等）があるときは、その者が届出義務者となる。

S46. 3. 11
環衛第 44 号
便覧 P403

イ 所有者が複数存在する場合（区分所有者等）は、連名で届出を行うことが望ましい。

S46. 3. 11
環衛第 44 号
便覧 P405

(2) 特定建築物維持管理権原者

所有者、占有者、法令に基づき管理をする権利を有する者等のほか、これらの者と私法上の契約等（賃貸借契約等による明示は含まない）により特定建築物の維持管理の一切の権限を与えられ、自らの判断と責任に基づき維持管理する者が特定建築物維持管理権原者となることがある。

H21. 12. 18
健発第 1218 号

(3) 管理技術者

ア 選任

特定建築物所有者等は、当該特定建築物の維持管理が環境衛生上適正に行われるように監督をさせるため、特定建築物ごとに、建築物環境衛生管理技術者免状を有する者のうちから管理技術者を選任しなければならない。

法 6①
省令 5①

ここで「選任する」とは、所有者との間に何らかの法律上の関係（例えば委任関係）があれば足り、雇用者、被用者のような身分関係があることを要せず、かつ常駐することは必ずしも必要でない。

便覧 P418

イ 業務内容

管理技術者は、当該特定建築物維持管理権原者に対し、意見を述べることができる。この場合においては、当該権原を有する者はその意見を尊重しなければならない。

法 6②

なお、具体的な職務として、次のようなものがあげられる。

便覧 P419

(ア) 維持管理業務計画の立案

(イ) 維持管理業務の全般的な監督

(ウ) 環境衛生上の維持管理に関する測定又は検査の実施とその結果の評価

(エ) 環境衛生上の維持管理に必要な各種調査の実施とその結果の評価

第3 建築物環境衛生管理基準

特定建築物維持管理権原者は、建築物環境衛生管理基準に従って当該特定建築物の維持管理をしなければならない。(別表2) 法4①

建築物環境衛生管理基準は、空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ、昆虫等の防除その他環境衛生上良好な状態を維持するのに必要な措置について定めている。 法4②

特定建築物以外の建築物で多数の者が使用し、又は利用するものの所有者、占有者その他の者で当該建築物の維持管理について権原を有するものは、建築物環境衛生管理基準に従って当該建築物の維持管理をするように努めなければならない。 法4③

1 規定

(1)「建築物環境衛生管理基準」は、法、政令、省令において定めるもののほか、以下の告示及び通知により定められている。

ア 平成15年3月25日付け第119号厚生労働省告示「空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準」(以下、平成15年告示第119号)

イ 平成20年1月25日付け健発第0125001号厚生労働省健康局長通知「建築物環境衛生維持管理要領」(以下、国要領)

(2) 特定建築物におけるレジオネラ症発生防止対策については、下記の通知を参考にすること。

ア 平成11年11月26日付け第1679号厚生省生活衛生局長通知「建築物等におけるレジオネラ症防止対策について」

イ 平成15年7月25日付け厚生労働省告示第264号「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」

2 内容

(1) 空気環境の調整

ア 空気調和設備を設けている場合の空気環境の基準

空気調和設備(空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給(排出を含む。)をすることができる設備をいう。以下同じ。)を設けている場合は、居室(建築基準法第2条第4号の定義と同義であり、居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいう。以下同じ。)における浮遊粉じんの量、一酸化炭素含有量、二酸化炭素含有量、温度、相対湿度、気流、ホルムアルデヒドの量の7項目について、別表3に掲げる基準におおむね適合するように空気を浄化し、その温度、湿度又は流量を調節して供給をすること。 政令2①(1)イ
便覧P310

なお本基準は、廊下、階段などの居室以外の部分には適用されない。

イ 機械換気設備を設けている場合の空気環境の基準

機械換気設備（空気を浄化し、その流量を調節して供給をすることができる設備をいう。）を設けている場合は、居室における浮遊粉じんの量、一酸化炭素含有量、二酸化炭素含有量、気流、ホルムアルデヒドの量の5項目について、別表3に掲げる基準におおむね適合するように空気を浄化し、その流量を調節して供給をすること。

政令20(1)㊦

ウ 測定方法

測定は、別表3に掲げる項目について、2か月以内ごとに1回、特定建築物の通常の使用時間中に、各階ごとに、居室の中央部の床上75cm以上150cm以下の位置において定期的に行う。ただし、ホルムアルデヒドの量については、特定建築物の建築（建築基準法第2条第13号に規定する建築をいう。）、大規模の修繕（同条第14号に規定する大規模の修繕をいう。）又は大規模の模様替（同条第15号に規定する大規模の模様替をいう。）（以下、「建築等」と総称する。）を行ったときは、当該建築等を行った階層の居室において、使用開始日以後最初に到来する6月1日～9月30日の間に1回測定しなければならない。

省令3の20(1)

省令3の20(3)

省令3の20(4)

エ 空気調和設備の管理

空気調和設備を設けている場合は、次の(ア)～(オ)により、病原体によって居室の内部の空気が汚染されることを防止するための措置を講ずること。ただし、(イ)から(エ)については、1か月を超えて使用しない期間においては、この限りでない。

政令2(1)ニ

省令3の18

(2)(3)(4)

(ア) 冷却塔及び加湿装置に供給する水を、水道法第4条に規定する水質基準に適合させるために必要な措置。

省令3の18(1)

(イ) 冷却塔及び冷却水について、使用開始時及び使用期間中1か月以内ごとに1回、定期的に、その汚れの状況を点検し、必要に応じ、その清掃及び換水等を行うこと。

省令3の18(2)

(ロ) 加湿装置について、使用開始時及び使用期間中1か月以内ごとに1回、定期的に、その汚れの状況を点検し、必要に応じ、清掃等を行うこと。

省令3の18(3)

(ハ) 空気調和設備内に設けられた排水受けについて、使用開始時及び使用期間中1か月以内ごとに1回、定期的に、その汚れ及び閉塞の状況を点検し、必要に応じ、清掃等を行うこと。

省令3の18(4)

(ニ) 冷却塔、冷却水の水管及び加湿装置の清掃を、それぞれ1年以内ごとに1回、定期的に行うこと。

省令3の18(5)

(2) 給水及び排水の管理

ア 飲料水の管理

給水に関する設備（水道法第3条第9項に規定する給水装置を除く。以下同じ。）を設けて、人の飲用、炊事用、浴用その他の生活の用（旅館業法第3条第1項の規定による許可を受けた者が経営する施設（以下「旅館」という。）における浴用を除く。）のために水（以下、「飲料水」という）を供給する場合は、次の(ア)～(ウ)により、同法第4条の規定による水質基準に適合する水を供給すること。

政令2②イ
省令3の19

なお、「水道法第3条第9項に規定する給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。したがって、井戸等自己の水源によって建築物内に飲料水を供給する設備はもとより、市町等の水道事業者から供給された水道水を建築物内に供給する場合であっても、水道水を受水槽を受けて、これを供給する場合は、その受水槽以下の設備は、給水装置以外の給水に関する設備に該当する。

S46.3.11
環衛第44号

(ア) 塩素滅菌

給水栓における遊離残留塩素の含有率を通常は0.1mg/L（結合残留塩素の含有率の場合は0.4mg/L）以上に保持しなければならない。

省令4①(1)

ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の含有率は、0.2mg/L（結合残留塩素の含有率の場合は1.5mg/L）以上に保持すること。

なお、遊離残留塩素の測定は、DPD法又は同等以上の精度を有する方法により7日以内ごとに1回、定期的に行うこと。

省令4①(7)

(イ) 貯水槽の点検

貯水槽の点検等有害物、汚水等によつて水が汚染されるのを防止するため必要な措置を講じること。

国要領
第26(1)エ
省令4①(2)

(ロ) 貯水槽の清掃

貯水槽の清掃は、1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

省令4①(7)

(ハ) 水道水等を水源とする場合の水質検査

水道法第三条第二項に規定する水道事業の用に供する水道又は同条第六項に規定する専用水道から供給を受ける水のみを水源として飲料水を供給する場合は、当該飲料水の水質検査を別表4のとおり行うこと。

省令4①(3)

(ニ) 地下水等を水源とする場合の水質検査

地下水その他の(エ)に掲げる水以外の水を水源の全部又は一部として飲料水を供給する場合は、当該飲料水の水質検査を別表4のとおり行う

省令4①(4)

こと。また、給水を開始する前に、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号。以下「水質基準省令」という。）の表の上欄に掲げるすべての事項について行うこと。

(カ) 異常を認めたと時の水質検査

給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたと時は、水質基準省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

省令 40(5)

(キ) 周辺井戸等の水質に変化があった場合の水質検査

地下水等を水源とする場合には、特定建築物の周辺の井戸等における水質の変化その他の事情から判断して、当該飲料水について水質基準省令の表の上欄に掲げる事項が同表の下欄に掲げる基準に適合しないおそれがあるときは、同表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

省令 40(6)

(ク) 給水停止

供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させること。

省令 40(8)

イ 給湯水の管理

(ア) 貯湯槽の清掃

給湯設備に貯湯槽を設置している場合についても、貯湯槽の点検、清掃等、飲料水用貯水槽と同様の維持管理（第3、2(2)ア(イ)(ウ)）を実施しなければならない。

H15.3.14
健衛発第
0314002号
国要領
第2の6(1)

(イ) 水質検査

また給湯設備には、局所・瞬間湯沸かし式、局所・貯湯式、中央式など様々な構造のものが存在するが、中央式の給湯設備を設けている場合は、給湯水の汚染が特に懸念されるため、当該給湯水について給水栓において飲料水と同様の水質検査（第3、2(2)ア(ア)(エ)(オ)）を実施しなければならない。

ただし、遊離残留塩素の検査については、給湯設備の維持管理が適切に行われており、末端の給水栓の水温が55℃以上に保持されている場合は省略できる。

なお、中央式給湯設備とは、機械室等に加熱装置や貯湯槽など加熱設備を設置し、給湯管によって湯を各所に供給する方式である。また局所式給湯設備とは、湯を使用する箇所に湯沸器などを設け、その場所のみで給湯する方式である。

改定 建築物の
環境衛生管理
(下) P75
便覧 P4321

ウ 防錆剤の使用

<p>赤水等の対策として飲料水系統配管の布設替え等が行われるまでの 応急対策とし、使用する場合は、適切な品質規格及び使用方法等に基 づき行うために下記に留意すること。</p>	<p>H15. 3. 25 告示 119 号 第 2 の 2 の 4</p>
<p>(ア) 防錆剤の注入方法</p> <p>a 液状の防錆剤 ポンプにより給水量に応じて注入する方法</p> <p>b 固体状の防錆剤 給水配管途中にバイパスを設け、防錆剤を自然溶解させて給水量に 応じて注入する方法</p>	<p>H15. 4. 15 健衛発第 0415001 号</p>
<p>(イ) 給水栓における水に含まれる防錆剤の含有率（防錆剤の濃度） 赤水等を防止し得る最低濃度とし、定常時において、以下で示す濃度 を超えてはならない。</p> <p>a リン酸塩を主成分とするものにあつては、五酸化リン（P_2O_5） として 5 mg/L</p> <p>b ケイ酸塩を主成分とするものにあつては、二酸化ケイ素（SiO_2） として 5 mg/L</p> <p>c リン酸塩とケイ酸塩の混合物を主成分とするものにあつては、五 酸化リンと二酸化ケイ素の合計として 5 mg/L</p> <p>また、注入初期においては、いずれの場合においても 15 mg/L を超え てはならない。</p>	
<p>(ウ) 防錆剤の品質規格（別表 5） 「給水用防錆剤品質規格適合品」（日本給水用防錆剤協会）の表示が あるものを使用することが望ましい。</p>	
<p>(エ) 防錆剤管理責任者 防錆剤管理責任者は、防錆剤の注入及び管理に関する一切の業務を行 う。また、防錆剤管理責任者の資格は次のいずれかに該当するものと する。</p> <p>a 管理技術者の免状を有する者</p> <p>b 防錆剤管理責任者のための講習会を修了した者</p>	<p>H14. 3. 26 健衛発第 0326002 号</p>
<p>(オ) 給水用防錆剤使用届（様式 4） 特定建築物において防錆剤を使用する場合は、使用を開始した日から 1 か月以内に使用届を市長に提出するものとする。</p>	<p>国要領 第 2 の 5(4)</p>
<p>エ 雑用水の管理（別表 6） 給水に関する設備を設けて飲料水以外の目的のための水（旅館における 浴用に供する水を除く。以下、「雑用水」という）を供給する場合は、次 の(ア)～(オ)により、人の健康に係る被害が生ずることを防止するための措</p>	<p>政令 2(2)ロ 省令 4 の 2①</p>

<p>置を講ずること。また、人の健康に係る被害が生ずることを防止するため、厚生労働大臣が別に定める技術上の基準（平成15年告示第119号）に従い、これらの設備の維持管理に努めなければならない。ただし、雑用水を水道法第三条第二項に規定する水道事業の用に供する水道若しくは同条第六項に規定する専用水道から供給を受ける水のみを水源として供給する場合は、この限りでない。</p>	<p>省令4の2②</p>
<p>なお雑用水とは、建築物内で発生した排水の再生水その他、雨水、下水処理水、工業用水等を、便所の洗浄水、散水、水景用水、栽培用水、清掃用水等として用いる水のことである。便所への補給水であっても、その水が手洗い、温水洗浄便座（ウォシュレット）等に併用される場合は、飲料水としての適用を受けることとなる。</p>	<p>便覧 P338 便覧 P3420</p>
<p>(7) 塩素滅菌</p> <p>給水栓における残留塩素の含有率を通常は0.1 mg/L（結合残留塩素の含有率の場合は0.4 mg/L）以上に保持すること。</p>	<p>省令4の2①</p>
<p>ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の含有率は、0.2 mg/L（結合残留塩素の含有率の場合は1.5 mg/L）以上とすること。</p>	
<p>遊離残留塩素の検査は、7日以内ごと1回、定期的に行うこと。</p>	<p>省令4の2⑤</p>
<p>(4) 雑用水槽の点検等</p> <p>雑用水の水槽の点検等有害物、汚水等によつて水が汚染されるのを防止するため必要な措置を講ずること。</p>	<p>省令4の2②</p>
<p>(5) 散水、修景、清掃用水の維持管理</p> <p>a し尿を含む水を原水として用いないこと。</p> <p>b 別表6の基準に適合すること。</p> <p>c 水質検査を別表6のとおり行うこと。</p>	<p>省令4の2③イ 省令4の2③ロ 省令4の2③ハ</p>
<p>(6) 水洗便所用水の維持管理</p> <p>a 別表6の基準に適合すること。</p> <p>b 水質検査を別表6のとおり行うこと。</p>	<p>省令4の2④イ 省令4の2④ロ</p>
<p>(7) 給水停止</p> <p>供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに供給を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を使用者又は利用者に周知すること。</p>	<p>省令4の2⑥</p>
<p>オ 排水の管理</p> <p>排水に関する設備の正常な機能が阻害されることにより汚水の漏出等</p>	<p>政令2(2)ハ</p>

が生じないように、下記(ア)及び(イ)により当該設備の補修及び掃除を行うこと。	
(ア) 排水に関する設備の掃除を、6か月以内ごとに一回、定期的に、行わなければならない。	省令4の3①
(イ) 厚生労働大臣が別に定める技術上の基準（平成15年告示第119号）に従い、排水に関する設備の補修、掃除その他当該設備の維持管理に努めなければならない。	省令4の3②
(3) 清掃及びねずみ、昆虫等の防除	
清掃及びねずみ、昆虫その他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物（以下、「ねずみ等」という。）の防除は、次のア～ウにより実施すること。	政令2③ 省令4の4
ア 清掃	
日常行うもののほか、大掃除を、6か月以内ごとに1回、定期的に、統一的去に行い、廃棄物を処理すること。	政令2③イ 省令4の5①
イ ねずみ等の防除	
次の(ア)及び(イ)により、ねずみ等の発生及び侵入の防止並びに駆除を行うこと。	政令2③ロ
(ア) ねずみ等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにねずみ等による被害の状況について、6か月以内ごとに1回、定期的に、統一的去に調査を実施し、当該調査の結果に基づき、ねずみ等の発生を防止するため必要な措置を講ずること。	省令4の5②1
(イ) ねずみ等の防除のために殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第14条又は第19条の2の規定による承認を受けた医薬品又は医薬部外品を用いること。	省令4の5②2
ウ 注意事項	
ア及びイにより掃除及び廃棄物の処理、ねずみ等の発生及び侵入の防止並びに駆除を行う場合は、厚生労働大臣が別に定める技術上の基準（平成15年告示第119号）に従い、掃除及びねずみ等の防除並びに掃除用機器等及び廃棄物処理設備の維持管理に努めなければならない。	省令4の5③

附 則

この要領は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

別表 1

特定建築物立入調査票							
施設名称	No.		調査年月日		年	月 日	
施設所在地			調査者				
施設用途			立会者				
技術者氏名	技術者所属会社						
施設概要	空気環境	<input type="checkbox"/> 機械換気設備 <input type="checkbox"/> 空気調和設備 <input type="checkbox"/> 個別空調			冷却塔	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	使用水	飲料水	<input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道 <input type="checkbox"/> 小規模受水槽水道 <input type="checkbox"/> 市水直結 <input type="checkbox"/> その他(井水等)				
		雑用水	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			法定検査実施日	年 月 日
	給湯	中央式給湯 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※(「有」の場合: 飲用への使用 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)			貯湯槽	<input type="checkbox"/> 有 (実測値 °C) <input type="checkbox"/> 無	
No.	内容	項目	判定	備考	基準値	測定頻度	
4	帳簿等	年間計画	有・無				
		空気環境実施記録	有・無				
		給排水実施記録	有・無				
		衛生害虫・清掃記録	有・無				
		建築・衛生設備図面の保管	有・無				
		確認書	有・無・非該当		以下のいずれかに該当する場合は「非該当」 (1)管理技術者について兼任がない (2)管理技術者について令和4年3月31日までに兼任し、令和4年4月1日以降に兼任状況の変更がない		
5	空気環境の測定	測定回数	適・否	奇数月・偶数月			
6		ホルムアルデヒドの測定	適・否・非該当			建築・大規模修繕実施時	
7		浮遊粉じん量 基準遵守	適・否			0.15mg/m ³ 以下	
8		一酸化炭素 基準遵守	適・否			6ppm以下	
9		二酸化炭素 基準遵守	適・否			1,000ppm以下	
10		温度 基準遵守	適・否・非該当		当該施設が「空気調和設備」を設けていない場合は「非該当」	18℃以上、28℃以下	
11		相対湿度 基準遵守	適・否・非該当		当該施設が「空気調和設備」を設けていない場合は「非該当」	40%以上、70%以下	
12		気流 基準遵守	適・否			0.5m/s以下	
13		ホルムアルデヒド 基準遵守	適・否・非該当			0.1mg/m ³ 以下	*1
14		空気調和設備に関する衛生上必要な措置	冷却塔供給水に必要な措置	適・否・非該当	*2 殺菌剤使用：有・無し 用剤使用：有・無し ※市水・専用水道以外の場合：水質検査 項目	水道法第4条に規定する水質基準に適合する水でなければならない	
15	加湿装置供給水に必要な措置		適・否・非該当	*2 ※市水・専用水道以外の場合：水質検査 項目			
16	冷却塔、冷却水の汚れの点検		適・否・非該当	*2		1月以内ごと1回	
17	冷却塔、冷却水の水管の清掃		適・否・非該当	*2		1年以内ごと1回	
18	加湿装置の汚れの点検		適・否・非該当	*2		1月以内ごと1回	
19	加湿装置の清掃		適・否・非該当	*2		1年以内ごと1回	
20	空気調和設備の排水受けの汚れ・閉塞状況点検		適・否・非該当	*2		1月以内ごと1回	
*1. 特定建築物の建築・大規模の修繕等を行ったとき、当該建築などを完了し、その使用を開始した日以降最初に到来する測定時期(6/1~9/30)中に1回 *2. 当該施設が「空気調和設備」を設けている場合のみ記入							

No.	内容	項目	判定	備考	基準値	測定頻度				
21	飲料水	残留塩素の検査 水	検査の実施	実施・未実施・対象外	当該施設が市水直結又は専用水道の場合は「対象外」	遊離型:0.1mg/l以上 結合型:0.4mg/l以上	7日以内ごとに1回			
22			基準の遵守	適・否・非該当	(測定値 mg/l)					
23		湯	検査の実施	実施・未実施・対象外	給湯設備の維持管理が適切かつ末端給水栓にて55℃以上保持されている場合は「対象外」	遊離型:0.1mg/l以上 結合型:0.4mg/l以上				
24			基準の遵守	適・否・非該当	(測定値 mg/l)					
25		水質検査(残留塩素以外) 水	検査の実施	実施・未実施・対象外	当該施設が市水直結又は専用水道の場合は「対象外」 実施年月日: 年 月 日 業者名:	別紙参照	別紙参照			
26			基準の遵守	適・否・非該当	不適項目()					
27			湯	検査の実施	実施・未実施・対象外			実施年月日: 年 月 日 業者名:		
28				基準の遵守	適・否・非該当			不適項目()		
29			清掃	水	貯水槽の清掃			実施・未実施・対象外	実施年月日: 年 月 日 業者名:	1年以内ごとに1回
30				湯	貯湯槽の清掃			実施・未実施・対象外	実施年月日: 年 月 日 業者名:	1年以内ごとに1回
31	雑用水	残留塩素の検査	検査の実施	実施・未実施・対象外	(測定値 mg/l)	遊離型:0.1mg/l以上 結合型:0.4mg/l以上	7日以内ごとに1回			
32			基準の遵守	適・否・非該当						
33		雑用水槽の点検		実施・未実施・対象外	実施年月日: 年 月 日 業者名:	定期に点検し必要に応じ補修を行う				
34		水質検査(残留塩素以外)	検査の実施	実施・未実施・対象外	実施年月日: 年 月 日 業者名:	5.8以上、8.6以下	7日以内ごとに1回			
35			pH値 基準遵守	適・否・非該当						
36			臭気 基準遵守	適・否・非該当						
37			外観 基準遵守	適・否・非該当						
38			大腸菌 基準遵守	適・否・非該当						
39		濁度 基準遵守	適・否・非該当	水洗便所の洗浄用に供する場合は「対象外」	2度以下であること	2月以内ごとに1回				
40	排水設備	排水に関する設備の清掃	適・否・下水直結	実施年月日: 年 月 日 業者名:	6月以内ごと1回					
41	清掃	大清掃の実施	適・否	実施年月日: 年 月 日 業者名:	記録有・無	6月以内ごと1回				
42	ねずみ・昆虫等	ねずみ等の防除	適・否	実施年月日: 年 月 日 業者名:	6月以内ごと1回					

別表2 建築物維持管理基準（一覧）

	測定、検査等の内容		基準	測定時期等		
空気環境関係	空気調和設備を設けている場合	浮遊粉じんの量	0.15mg/m ³ 以下	2月以内ごとに1回		
		一酸化炭素の含有率	6ppm以下			
		二酸化炭素の含有率	1,000ppm以下			
		温度	18℃以上 28℃以下			
		相対湿度	40%以上 70%以下			
		気流	0.5m/s以下			
		ホルムアルデヒドの量	0.1mg/m ³ 以下		※	
	機械換気設備を設けている場合	浮遊粉じんの量	0.15mg/m ³ 以下	2月以内ごとに1回		
		一酸化炭素の含有率	6ppm以下			
		二酸化炭素の含有率	1,000ppm以下			
		気流	0.5m/s以下			
		ホルムアルデヒドの量	0.1mg/m ³ 以下		※	
※ 特定建築物の建築・大規模の修繕等を行ったとき、当該建築等を完了し、その使用を開始した日以後最初に到来する測定時期（6/1～9/30）中に1回						
空気調和設備に関する衛生上必要な措置	冷却塔及び冷却水の管理		1月以内ごとに1回、定期に点検必要に応じて清掃、換水			
	加湿装置の管理		1月以内ごとに1回、定期に点検必要に応じて清掃			
	空調設備内の排水受け		1月以内ごとに1回、定期に点検必要に応じて清掃			
	冷却塔、冷却水の水管・加湿装置の清掃		1年以内ごとに1回、定期に実施			
給排水関係	飲料水の管理 ※水質検査については中央式給湯設備の給湯水についても実施する	遊離残留塩素の検査	通常の場合	0.1mg/L以上 (結合残留塩素の場合 0.4mg/L以上)	7日以内ごとに1回	
			汚染等の恐れがある場合	0.2mg/L以上 (結合残留塩素の場合 1.5mg/L以上)		
		水質基準に関する水質検査		水源(水道水、地下水)、検査項目により、6月、1年、3年に1回		
		貯水(湯)槽の清掃		1年以内ごとに1回		
	雑用水の管理 ※水道事業及び専用水道から供給される水のみを水源とするものを除く	遊離残留塩素の検査	通常の場合	0.1mg/L以上 (結合残留塩素の場合 0.4mg/L以上)	7日以内ごとに1回	
			汚染等の恐れがある場合	0.2mg/L以上 (結合残留塩素の場合 1.5mg/L以上)		
		散水、修景又は清掃用水の水質基準及び水質検査	PH値	5.8以上 8.6以下	7日以内ごとに1回	
			臭気	異常でないこと		
			外観	ほとんど無色透明		
			大腸菌	検出されないこと		
水洗便所の用に供する水の水質基準及び水質検査		PH値	5.8以上 8.6以下	7日以内ごとに1回		
		臭気	異常でないこと			
		外観	ほとんど無色透明			
		大腸菌	検出されないこと			
排水の管理	排水に関する設備の清掃		6月以内ごとに1回			
清掃関係	日常清掃及び大清掃		6月以内ごとに1回、定期に、統一的に実施			
ねずみ等の防除関係	発生・生息場所及び侵入経路、被害状況の調査		6月以内ごとに1回、定期に、統一的に実施			
	ねずみ等の発生を防止するため必要な措置		上記調査の結果に基づき実施			

別表3 空気環境の管理基準

	(政令2①)				(省令3の2)	
	項目	基準	空調和	機械換気	測定器※2	測定値
1	浮遊粉じんの量	0.15mg/m ³ 以下	○	○	グラスファイバーろ紙を装着して、相対沈降径がおおむね10μm以下を重量法で測定する機器又は校正機器(※1)	平均値
2	一酸化炭素の含有率	6ppm以下(※2)	○	○	検知管方式による一酸化炭素検定器又はこれと同程度以上の性能を有する測定器	
3	二酸化炭素の含有率	1,000ppm以下	○	○	検知管方式による二酸化炭素検定器又はこれと同程度以上の性能を有する測定器	
4	温度	18℃以上28℃以下	○	×	0.5度目盛の温度計又はこれと同程度以上の性能を有する測定器	瞬間値
5	相対湿度	40%以上70%以下	○	×	0.5度目盛の乾湿球湿度計又はこれと同程度以上の性能を有する測定器	
6	気流	0.5m/s以下	○	○	0.2m/s以上の気流を測定できる風速計又はこれと同程度以上の性能を有する測定器	
7	ホルムアルデヒドの量	0.1mg/m ³ (0.08ppm)以下	○	○	2,4-ジニトロフェニルヒドラジン捕集-高速液体クロマトグラフ法により測定する機器、4-アミノ-3-ヒドラジノ-5-メルカプト-1,2,4-トリアゾール法により測定する機器又は厚生労働大臣が別に指定する測定器(別表3-1)	

※1 厚生労働大臣の登録を受けた者(「公益財団法人日本建築衛生管理教育センター」)の校正を、1年以内ごとに1回受けること。(省令3の2①)

※2 2から6までの測定器についてはこれと同程度以上の性能を有する測定器を含む。(省令3の2①)

別表 3 - 1 厚生労働大臣が指定する測定器

指定番号	型式	製造者等の名称
1501	FP-30	理研計器株式会社
1502	710	光明理化学工業株式会社
1503	XP-308B	新コスモス電機株式会社
1504	91P	株式会社ガステック
1505	91PL	株式会社ガステック
1506	TFBA-A	株式会社住化分析センター
1601	IS4160-SP (HCHO)	株式会社ジェイエムエス
1602	ホルムアルデメータ htV	株式会社ジェイエムエス
1603	3分測定携帯型ホルムアルデヒドセンサー	株式会社バイオメディア
1604	FANAT-10	有限会社エフテクノ
1901	CNET-A	株式会社住化分析センター
1902	MDS-100	株式会社ガステック
2301	FMM-MD	神栄テクノロジー株式会社
2701	FP-31	理研計器株式会社
2702	713	光明理化学工業株式会社
2703	261S	株式会社ガステック

平成 15 年 5 月 7 日厚生労働省告示第 204 号

平成 23 年 8 月 8 日厚生労働省告示第 282 号により 2301 追加

平成 27 年 3 月 19 日厚生労働省告示第 72 号により 2701 から 2703 追加

別表 4

特定建築物衛生法施行規則に基づく水質検査の概要

No.	項目	基準値	水道水	地下水等	備考
1	一般細菌	100 個/mL 以下	○	○	病原生物
2	大腸菌	検出されないこと	○	○	〃
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下			重金属
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下			〃
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下			〃
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	○	○	〃
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下			〃
8	六価クロム化合物	0.02mg/L 以下			〃
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下	○	○	〃
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下	△	△	無機物
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	○	○	〃
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下			〃
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L 以下			〃
14	四塩化炭素	0.002mg/L 以下		■	一般有機化学物質
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下			〃
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下		■	〃
17	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下		■	〃
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下		■	〃
19	トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下		■	〃
20	ベンゼン	0.01mg/L 以下		■	〃
21	塩素酸	0.6mg/L 以下	△	△	消毒副生成物
22	クロロ酢酸	0.02mg/L 以下	△	△	〃
23	クロロホルム	0.06mg/L 以下	△	△	〃
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	△	△	〃
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L 以下	△	△	〃
26	臭素酸	0.01mg/L 以下	△	△	〃
27	総トリハロメタン	0.1mg/L 以下	△	△	〃
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	△	△	〃
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下	△	△	〃
30	ブロモホルム	0.09mg/L 以下	△	△	〃
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下	△	△	〃
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	○	○	重金属
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下			〃
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下	○	○	〃
35	銅及びその化合物	1.0mg/L 以下	○	○	〃
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下			〃
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下			〃
38	塩化物イオン	200mg/L 以下	○	○	無機物
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L 以下			〃
40	蒸発残留物	500mg/L 以下	○	○	〃
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下			一般有機化学物質
42	ジェオスミン	0.0001mg/L 以下			〃
43	2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/L 以下			〃
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下			〃
45	フェノール類	0.005mg/L 以下		■	〃
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L 以下	○	○	〃
47	pH値	5.8 以上 8.6 以下	○	○	基礎的性状
48	味	異常でないこと	○	○	〃
49	臭気	異常でないこと	○	○	〃
50	色度	5 度以下	○	○	〃
51	濁度	2 度以下	○	○	〃

○：6 月以内ごとに 1 回（16 項目）

（鉛、亜鉛、鉄、銅、蒸発残留物については、検査の結果、基準に適合している場合は次回の検査を省略できる）

△：1 年以内ごと（測定期間中（6/1～9/30））に 1 回（12 項目）

■：3 年以内ごとに 1 回（7 項目）

注 1) 水道事業の水道及び専用水道の場合

：供給する水に異常を認めるときは全項目のうち必要なものについて検査

注 2) 地下水等を全部または一部を飲料供給する場合

：使用開始前に全項目測定

：供給する水に異常を認めるときは全項目のうち必要なものについて検査

：周辺の井戸等の水質変化などから判断して、基準に適合しないおそれがあるときは、全項目のうち必要なものについて検査

別表5 給水用防錆剤の品質規格

項目		種類	1種		2種		3種	
			1号	2号	1号	2号	1号	2号
主成分	リン酸塩(五酸化リン(P ₂ O ₅)として)		51%以上かつ表示値±1%以内	11%以上かつ表示値±.5%以内			両成分を合計して51%以上かつ表示値±1%以内	両成分を合計して11%以上かつ表示値±0.5%以内
	ケイ酸塩(二酸化ケイ素(SiO ₂)として)				62%以上かつ表示値±1%以内	13%以上かつ表示値±0.5%以内		
外観及び性状			無色、白色又はわずかに着色した固体状のもの	無色透明の液体	無色又はわずかに着色した固体状のもの	1種2号に同じ	1種1号に同じ	1種2号に同じ
主成分以外の金属等	ヒ素		2 mg/kg以下	固形換算して1種1号に同じ	1種1号に同じ	固形換算して1種1号に同じ	1種1号に同じ	固形換算して1種1号に同じ
	カドミニウム		2 mg/kg以下					
	鉛		15 mg/kg以下					
	水銀		0.2 mg/kg以下					
	不溶分		0.05%以下					

(平成15年4月15日環衛発第0415001号)

別表6 雑用水の管理基準（省令4の2①③④⑤）

項目	基準	散水、修景又は清掃の用に供する雑用水	水洗便所の洗浄用に供する雑用水	検査方法 (H15.3.14 健衛発第0314002号)
pH値	5.8以上8.6以下	7日以内ごとに1回	7日以内ごとに1回	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成15年厚生労働省告示第261号）
臭気	異常でないこと			
外観	ほとんど無色透明であること			
大腸菌	検出されないこと	2月以内ごとに1回	2月以内ごとに1回	
濁度	2度以下であること			
遊離残留塩素	0.1 mg/L 以上であること（結合の場合は0.4 mg/L 以上）	7日以内ごとに1回	7日以内ごとに1回	

様式1（第2関係）

年 月 日

（あて先）浜松市保健所長

住所（所在地）
届出者
氏名（名称及び代表者氏名）

特定建築物 使用 届
該当

特定建築物が使用されるに
に該当するに至ったので、建築物における衛生的環境の確保に關す

第1項
第2項
の法律第5条の規定により次のとおり届け出ます。

特定建築物の名称			
特定建築物の所在場所			
特定建築物の用途			
特定用途に供される部分の延べ面積		㎡	
特定用途以外に供される部分の延べ面積		㎡	
特定建築物の構造設備の概要		別紙のとおり	
特定建築物維持管理 権原者	氏名（名称及び代表者氏名）		
	住所（主たる事務所の所在地）		
特定建築物所有者等	氏名（名称及び代表者氏名）		
	住所（主たる事務所の所在地）		
建築物環境衛生管理 技術者	氏 名		
	住 所		
	免 状 番 号	第 号	
	兼 務 の 場 合	他の特定建築物の 名称	
他の特定建築物の 所在場所			
特定建築物が使用されるに至った年月日		年 月 日	
特定建築物に該当するに至った年月日		年 月 日	

別紙

1 建築物の概要 地上 階 地下 階

階	特定用途			特定用途以外の用途		
	床面積	居室数	用途	床面積	居室数	用途
	m ²			m ²		
計						

2 空気調和・機械換気設備の概要

空気調和・機械換気設備の別	型式	設置場所	性能・能力	台数	各居室への空気等の供給の方法

3 供給施設

水源の種別		
受水槽	容量	m ³
	設置場所	
高架水槽	容量	m ³
	設置場所	
貯湯槽	容量	
	設置場所	

4 排水処理 (下水道直結 その他)

公共下水道	貯留槽	m ³
	設置場所	
合併処理浄化槽	規模	人槽
	設置場所	
単独処理浄化槽	規模	
	設置場所	人槽

様式2（第2関係）

年 月 日

（あて先）浜松市保健所長

住所（所在地）
届出者
氏名（その名称及び代表者の氏名）

特定建築物届出事項変更届

特定建築物の届出事項に変更があったので、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第5条第3項の規定により次のとおり届け出ます。

特定建築物	名称		
	所在場所		
届出事項変更年月日		年 月 日	
変更事項	変更前	変更後	

様式3（第2関係）

年 月 日

（あて先）浜松市保健所長

住所（所在地）

届出者

氏名（その名称及び代表者の氏名）

特定建築物非該当届

特定建築物に該当しなくなったので、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第5条第3項の規定により次のとおり届け出ます。

特定建築物	名称	
	所在場所	
特定建築物に該当しなくなった年月日		年 月 日
特定建築物に該当しなくなった理由		

様式4（第2関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所（所在地）
届出者
氏名（その名称及び代表者の氏名）

給水用防錆剤使用届

建築物における給水用防錆剤の使用を開始したので、届け出ます。

特定建築物名称	
特定建築物所在地	
防錆剤使用開始年月日	
使用する防錆剤の種類	
防錆剤の管理責任者氏名	
防錆剤の管理責任者住所	